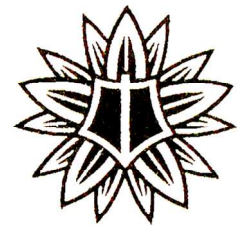


学 校 ハ ン ド ブ ッ ク

令和 8（2026）年度



千里みらい夢学園
吹田市立竹見台中学校



〒565-0863 吹田市竹見台1丁目3-1
TEL 06-6871-0661
FAX 06-6871-1168

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から ^{あす}未来の力を ^{いのち}生命かがやき とともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今 吹田から ^{あす}未来の力を ^{いのち}生命かがやき とともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、
可能性に挑戦する力
を育む教育～

基本目標2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働し
ともに歩む教育～

基本目標3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを
支援する教育環境～

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ

誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・相手の立場に立って考えること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・ものごとを公平にみること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること

も く じ

1	竹見台中学校の紹介	・・・ 2
	・竹見台中学校教育目標	
	・千里みらい夢学園教育目標	
	・沿革	
2	特色ある教育について	・・・ 3
	・千里みらい夢学園の小中一貫教育	
	・少人数指導・情報教育・高等学校との連携	
	・総合的な学習の時間・支援教育	
3	教育課程について	・・・ 5
	年間授業時間数	
	主な学校行事	
4	学校生活について	・・・ 6
	生徒指導目標	
	服装規定	
	その他の校内規定	
	生徒会活動	
	クラブ活動	
5	学校指定の購入物について	・・・ 9
	・制服・体操服	
6	保健室から	・・・ 10
	・欠席遅刻について	
	・緊急時の対応・病気やけが、アレルギー等への配慮	
	・災害給付制度・その他	
7	相談活動について	・・・ 12
8	学校徴収金について	・・・ 13
資料	就学援助費制度について	・・・ 15
資料	台風・地震等における安全対策について	・・・ 16
資料	大規模地震発生時の学校・家庭での対応	・・・ 17
資料	いじめ防止基本方針	・・・ 18

1 竹見台中学校の紹介

竹見台中学校 教育目標

たくましく生き抜く力の育成をめざす

- ・自ら学び考える力の育成
- ・豊かな心の育成
- ・社会性の育成

千里みらい夢学園 教育目標

学ぼう・つながろう・やりぬこう



沿革

令和7年11月現在

- *開校 昭和42年4月1日(創立59年目)
- *学園開校 平成23年4月1日(創立15年目)
- *所在地 吹田市竹見台1-3-1 Tel.06(6871)0661
- *施設 校舎 鉄筋コンクリート3階建、体育館、プール
- *学級数 1年4学級・2年4学級・3年3学級・支援学級4学級
- *生徒数 396名

小中一貫教育の推進について

平成23年度、吹田市で初めて設置された施設分離型の小中一貫教育校「千里みらい夢学園」は、小学校6年間と中学校3年間で連続したものととらえ、小・中学校の教職員がお互いの良さを活かして指導方針を一つにし、9年間を通して「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を育成することをめざしスタートしました。

千里みらい夢学園の教育目標

「学ぼう・つながろう・やりぬこう」

学園のめざす子ども像

- ・ 自ら学び、最後までやりぬく子ども
- ・ 自分の気持ちや考えを表現できる子ども
- ・ とともに助け合い、自他ともに大切にできる子ども

を基に小中の教職員が「9年間を通して地域の子どもたちを育てる。」ことを意識して教育活動を進めています。

2 特色ある教育について

千里みらい夢学園の 小中一貫教育

千里みらい夢学園は、竹見台中学校・桃山台小学校・千里たけみ小学校の三校ですめる施設分離型小中一貫教育校です。小学校と中学校が連携し、さまざまな特色ある取り組みを行っています。

学園教育目標

学ぼう・つながろう・やりぬこう



めざす子ども像

- ・自ら学び、最後までやりぬく子ども
- ・自分の気持ちや考えを表現できる子ども
- ・ともに助け合い、自他ともに大切にできる子ども

学園の研究主題

子どもが主体的に学べる授業づくり

千里みらい夢学園の特色ある取り組み

★6年生金曜日登校

- 【目的】・6年生が中学校に登校することにより、小中段差やつまずきをなくし、スムーズに中学校生活が始められるようにする。
- ・小中の教員が授業を行うことにより、子どもの学力向上に向けたきめ細やかな取り組みを行う。
- * 金曜日登校の日は6年生も中学生と同じ50分授業



・お弁当
または中学校給食

★交流行事

- ・中学校体育大会へ6年生が参加
- ・オープンスクール

小・中学校教員による授業
(国語・社会・数学・理科・音楽・
美術・保健体育・技術家庭・英語・
情報モラル・他)

クラブ体験(希望者)

- ・小小交流・小中交流
- ・中学校授業見学・クラブ見学

★小学校1年生からの英語教育

- 【内容】・文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から外国語活動に取り組んでいます。
- ・専任の英語講師から生きた英語を学び、「コミュニケーション能力」の育成を図ります。

【外国語活動および外国語実施時間】

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
年間時数	10時間	10時間	35時間	35時間	70時間	70時間

少人数指導	一人ひとりの生徒を大切に、基礎的・基本的な内容をより深く学習させることを目的として一部の教科学習において少人数指導を実施しています。現在、習熟度に応じて1クラスを分割する『習熟度別授業』や、1クラスを複数の教員で授業を進める『チームティーチング(T.T)』等を行っています。令和7年度は数学・英語の2教科で学習室等を使い、少人数指導を実施しています。
情報教育	授業では、1人1台端末(SUN ネット端末)を活用して効果的な学びになるように授業デザインをしています。例えば、調べる→情報を整理・分析する→表現(まとめ、発表)するといったサイクルで取り組んでいます。また、自分たちの学習を動画や写真で保存してふりかえる、意見交流をデジタル上で行うことで他者の意見をたくさん取り入れながら自分の学びを深めるなどしています。 デジタル・シティズンシップ教育の中では、一人ひとりがデジタル端末やデジタル世界とどのようにかかわっていくかを考えています。また、ネットリテラシーや情報モラルを取り扱った道德の授業を実施しています。 ICT 支援員もこういった授業のサポートをしてくれます。
高等学校との連携	「小中の交流で、年少者を思いやることで中学生に自覚や責任感、優しさが芽生える、という効果がある反面、年長の中学生が、年少の小学生に合わせてあげなくてはならないので、中学生の成長がない」という批判を耳にすることがあります。そこで本校では平成 21 年度から、卒業後の進路に目を向けるために、高等学校と交流する機会を増やすことにしました。具体的には、2年生が、3学期に千里高校の「千里フェスタ」に参加させていただき、高校生による学習成果の発表に触れる機会があります。体系的なキャリア教育や進路学習を通じて、高校生活を具体的にイメージして、進路選択ができるように取り組んでいます。
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間では、教科横断的・総合的な課題などについて、自然体験や社会体験、観察・実験、見学、民間企業や各種団体と協力しての調査など、体験的な学習、問題解決的な学習を行います。 そのねらいは以下のとおりです。 ・横断的・総合的な学習や探求的な学習を通すこと。 ・自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。 ・学び方やものの考え方を身につけること。 ・問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む姿勢を育てる。 これらのねらいを達成するために、1年生では年間50時間、2・3年では70時間の授業を体系的に実施します。
支援教育	すべての教育活動を通じて、支援教育に積極的に取り組んでいます。生徒がお互いのことを理解し、違いを認め合い、あたたかく接しあうことで、仲間意識を育み、竹見台中学校の生徒として、楽しい学校生活を送ってほしいと願い、指導しています。

3 教育課程について

年間授業時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合	総計
1 年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
週あたり	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	※29
2 年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
週あたり	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	※29
3 年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015
週あたり	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	※29

※ 1週間の授業数は29～30コマ(月・火・木・金曜日は6限授業、水曜日は5限または6限授業)

<主な学校行事>

1 学期

入学式

修学旅行

合唱祭

2 学期

体育大会

総合学習発表会

3 学期

卒業式



4 学校生活について（令和7年度版）

生徒指導目標

竹見台中学校では、「あいさつ」「5分前行動」「清掃」を3つの柱に教育活動を続けています。

竹中 ABC

A 挨拶

「心のこもったあいさつをしよう！」

B Be 5minutes early. （5分前行動）

「自分で時間を見て行動し、5分前に集合しよう！」

C クリーン（Clean）

「自ら進んでそうじを行おう！」

また、「正しい言葉づかいをする」、「人を傷つける言葉を発しない」、「物を大事にする」、「静かに話を聞く」、「ゴミをださない」など基本的な生活習慣の確立を目標にしています。

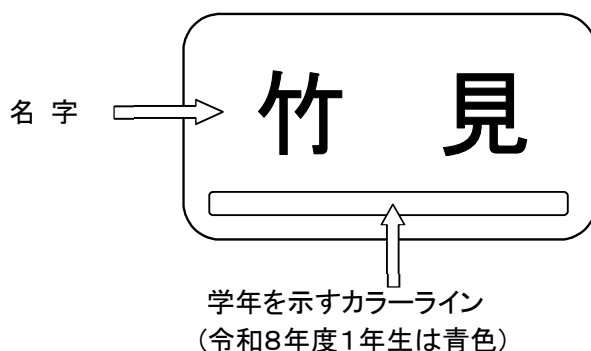
服装規定

（1） 制服について

ブレザー	半袖シャツ・長袖シャツ
ズボンまたはスカート	（ネクタイまたはリボン）

- ・年間を通じて自分で冬服、夏服が選択できる。（オールシーズン選択制）
- ・名札は一番上の服につける。

<名 札> （胸ポケットに安全ピンで留める）



- ・入学式・卒業式・始業式(2学期をのぞく)・終業式(1学期をのぞく)・修了式・対面式・離任式においては、正装とする。

[正装]

ブレザー 長袖(半袖)シャツ ズボンまたはスカート ネクタイまたはリボン
名札 白・黒・紺色の靴下

- ・半袖シャツ(ポロシャツ)、長袖シャツは、男女とも学校指定のシャツとする。
- ・シャツの上に学校指定のセーター、ベストを着用しても良い。

(2) くつについて

- ・通学ぐつは運動ぐつであること。
- ・上ぐつは学校指定のもの。学年別に青・緑・黄色に色分けする。
- ・体育館シューズは学校指定のもの。

(3) くつ下について

- ・式のときは男女ともに白・黒・または紺色。式以外のときは色の指定はなし。
- ・ストッキング・タイツはベージュ・黒色・紺色の無地とする。

(4) 防寒着について

- ・手袋・マフラー等は、登下校のみ着用可。防寒着の下はブレザーを着用する。

その他の校内規定

※通学カバンの指定はなし。

※服装・髪型は、高校入試や面接時にむけて、ふさわしい清潔感のあるもの。

※貴重品、漫画本、ゲームなどは持参しない。

※生徒間でのお金の貸し借りは禁止。

※自分の持ち物には、クラス・名前を必ず書くこと。

※傘は、下足ホールに置かずに教室まで持って行くこと。

携帯電話・スマートフォンの持ち込みについて

携帯電話・スマートフォンの持ち込みは原則できません。ただし、登下校において、災害や犯罪に巻き込まれる等、不安がある場合は許可をする場合がありますが、年度当初に面談と「携帯電話持ち込み許可書」の提出が必要になります。詳しくは入学後に配布する資料をご確認ください。その他、規定以外のものを使用する場合は、学校へご相談ください。

児童虐待防止法(児童虐待に係る通告 第六条)に基づいて

虐待を受けたと思われる生徒の情報を得た場合、学校は速やかに、これを吹田市等関係機関に通告する義務があります。

生徒会活動

小学校では児童会と呼んでいたものを中学校では生徒会と呼びます。

竹見台中学校では、生徒会選挙で役員を選出し、生徒会を中心とした各種委員会が竹中 ABC を軸としたスローガンや達成目標に向かって、全校生徒と一緒にさまざまな活動や取り組みを行っています。

竹中 ABC A あいさつ B 5分前行動 C クリーン

クラブ活動



【文化部】 音楽部・クラフト部・美術部
【運動部】 野球部・男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部
男女バドミントン部・男女卓球部・男子バスケットボール部
女子バスケットボール部・サッカー部



* 4月に仮入部期間があります。入部、転部、退部については、クラブ顧問と担任及び保護者の許可が必要です。



※本校バドミントン部につきましては、令和6年度より吹田市の委託業者である(株)リーフラスによる部活動指導・運営管理を行っています。

顧問の教員はおりますが、部活動指導は、(株)リーフラスから派遣される指導員が行います。

参考： 令和7年度 (株)リーフラスによる説明動画 ⇒



5 学校指定の購入物について

制 服

毎月1日 男子・女子 〈制服指定販売店〉

ワタナベ学 生 服 店	吹田市出口町27-3	06-6386-1152
鈴	吹田市朝日町18-13	06-6381-7092
School Shop Plaza A	吹田市千里山東1-7-13-2F	06-6879-1106

体操服

- * ジャージ上(4,900 円)
- * ジャージ下(3,600 円)
- * ハーフパンツ(3,000 円)
- * 半袖シャツ(2,500 円)
- * 体育館シューズ(2,900 円)
- * 上ぐつ(1,600 円)

〈上記指定販売店〉タニモトスポーツ 06-6381-1983

※月に一度(第1月曜日)、学校での出張販売があります。

毎月第1月曜日 下足周辺(8:00~8:25)

6 保健室から

保健室では、お子さまが心身ともに健康で安心して学校生活を送ることができるように支援しています。主な役割は、健康相談への対応やけが・体調不良時の応急処置などです。登校後、デイケン(ウェブアプリ)にて心身の状態を確認しています。

欠席・遅刻について

欠席・遅刻の場合は、8時20分までにさくら連絡網(8時20分を過ぎる場合はお電話)で連絡をしてください。なお、次の場合は「出席停止」になります。

(ア) 学校において予防すべき感染症

区分	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第三種:その他の感染症

A型肝炎・感染性胃腸炎・アデノウイルス感染症・RSウイルス感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・感染性胃腸炎などは、法律上は「出席停止」と定められていません。しかし、感染者が多数出た場合は校医や校長の判断により、出席停止になる場合があります。

(イ) 臨時休業のとき 感染症予防上必要があるときに行います。

(ウ) 親族の忌引きのとき

- ・父母:10日以内 ・祖父母、兄弟姉妹:5日以内 ・曾祖父母、叔父叔母:3日以内
- ・従兄弟姉妹:1日以内

緊急時の対応

学校では、安全に注意をはらっておりますが、不慮の事故でけがをすることがあります。また、活動中に体調不良になることも考えられます。その際には、以下の対応をさせていただきます。

◇連絡

お子様の状況によって、保護者の方に連絡をさせていただく場合があります。安全カードの連絡先欄には日中確実に連絡が取れる電話番号を複数ご記入ください。

※安全カードの記載内容に変更があった場合、速やかにお知らせください

◇体調不良やけがのとき

体調不良で学習ができないときやけがで受診が必要なときには、保護者の方へ連絡いたします。また、生徒が一人で早退する場合でも、保護者の方と連絡が取れてからの対応となります。

【学校からの早退連絡や、受診などのご相談をする目安】

- ・けが：骨折の疑い/縫合処置が必要と思われる/出血が止まらない/首から上のけが
- ・病気：37.5度以上の発熱/嘔吐/1時間保健室で休養しても回復しない場合 など

【緊急時のけがによる受診の際のお願い】

緊急時のけがなどで受診が必要な場合は、必ず保護者の方が病院までお越しください。

病気やけが、アレルギー等への配慮

食物アレルギーでエピペンを処方されていたり、てんかんで緊急搬送が必要だったり、その他の傷病などで配慮が必要なお子様は、保護者の方と入学式までに面談させていただいて、学校での対応を一緒に考えていきたいと思います。竹見台中学校までご連絡ください。（入学式までにご連絡いただけると助かります。）

災害給付制度

学校の管理下における生徒の災害（負傷等）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入を行うことにより、災害給付を受けることができます。吹田市では、原則全児童生徒が加入しています。

その他

保健室は応急処置を行う場所です。継続的な処置は医療行為となりますので行っておりません。また、内服薬について常備することはできません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

7 相談活動について

保護者のみなさまへ

不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることです～



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいのか
- 家庭学習を続けるべきか
- 学校に行かない(行けない)理由を聞いてよいのか
- 誰にも相談できない
- 理由を聞いてもよく分からない/答えたがらない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進捗が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト



不登校は誰にでも起こり得ることです。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったなら「ずっと行けないままだったらどうしよう?」「将来どうなるのだろうか?」と不安を感じると思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援、行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするのではなく、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

出張教育相談員/ スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

いずれも、相談を希望される場合は在籍している学校へご連絡ください。



吹田市の不登校相談・支援

名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市立 教育センター	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困ったりしている子供や保護者からの相談(電話相談・来所相談)	TEL: 06-6170-1579 ※来所相談は要予約 時間: 平日及び第3日曜日の9:00～17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地: 佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター(DRCsuite)内
	個別または小グループでの活動や学習を行う教育支援教室「あるくの森」の開室/家庭訪問活動	TEL: 06-6170-1575 時間: 月～金 9:00～17:30 所在地: 同上 ※入室申込は学校を通しての手続きとなります。

その他の相談・支援

『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター ぶらっとるーむ吹田 (青少年室)	悩みを抱える子供・若者(39歳まで)とその家族を対象とした相談・支援	TEL: 06-6816-8534 時間: 月～土10:00～20:00(日祝は要予約) 所在地: 山田西4-2-43ゆいあ(吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館)2F
	こども発達支援センター 地域支援センター	発達や療育についての相談や支援	TEL: 06-6339-6103 時間: 月～金 9:00～17:30 所在地: 片山町2-11-40
	すこやか親子室	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL: 06-6170-7224 時間: 平日9:00～17:30 所在地: 出口町19-2吹田市保健センター3F
	地域保健課	こころの健康相談: 精神保健福祉士、保健師等が相談に応じる(家族からの相談も可)	TEL: 06-6339-2227(面接は予約制) 時間: 平日9:00～17:30 所在地: 出口町19-3(吹田市保健所内)
	家庭児童相談室	家庭児童相談・ヤングケアラーの相談 家庭支援事業(子育て世帯家事・育児支援、子育て短期支援(短期入所生活援助や夜間看護等))	TEL: 06-6384-1472 時間: 平日9:00～17:30 所在地: 出口町19-2 吹田市立総合福祉会館
	生活福祉室	生活困窮世帯の子供とその保護者に対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL: 06-6384-1350 時間: 平日9:00～17:30 所在地: 泉町1-3-40吹田市役所 低層棟1F
	障がい福祉室	障がい福祉サービスの利用に関する相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロックに障がい者支援センターを設置。詳細は右記。
大阪府	さわやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般(保護者専用)	TEL: 06-6607-7362(さわやかホットライン) 06-6607-7361(すこやかホットライン) 時間: 平日9:30～17:30 所在地: 大阪市住吉区苅田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	すこやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般(子ども専用)	
	すこやか 教育相談24	不登校を含めた教育相談全般(時間外対応)	TEL: 0120-0-78310 (平日の上記相談時間以外や土日祝日)

お問合せ先

吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ
(所在地: 吹田市朝日町3-415)

TEL 06-6155-8192
FAX 06-6155-8872

8 学校徴収金について

教育活動に関する経費には、「学校徴収金等(教材費<教材・修学旅行・卒業アルバム費用等)>・日本スポーツ振興センター掛金・生徒会費・PTA会費)」があります。学校徴収金は学校長が納入金額を決定し徴収しますが、口座振替(自動払込)により、吹田市教育委員会に納入していただきます。(学校に現金を持参しても納入できません)

- 学校徴収金の納期 (※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。)

期別	口座振替日(納入期限)	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

- 学校徴収金等の納入金額

令和7年度は1・2年生のご家庭は年間4回、3年生のご家庭は年間2回に分けて、以下の金額を納入いただきました。令和8年度は納入金額の変更の可能性があります。(詳細は4月下旬にお知らせします。)

- ① 教材費 1年生 約66,600円(修学旅行積立金等を含みます。
2年生 約64,000円(同上)
3年生 約24,500円(同上)
- ② 日本スポーツ振興センター掛金 460円
- ③ 生徒会費 1,500円
- ④ PTA会費 1家庭につき 1,200円

- 取扱金融機関(口座振替を利用できる金融機関)及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行(郵便局)	りそな銀行
手数料	11円	55円	11円	10円	11円

※口座振替手数料は保護者負担となります。振替の際は手数料も含めた金額をご準備ください。
※残高不足等で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の現金窓口払いの場合203円)が必要です。)

- 口座振替の申込手続き

吹田市以外からの転入や小学校で口座振替を申し込まれていない方は、お手続きください。

※吹田市立小学校から進学される方で、小学校で「学校徴収金等」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続きは不要です。

- (1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。)

- (2) ① Webでの申込み方法(池田泉州銀行はWeb申込みできません)



吹田市ホームページの申込手続きのページ(左の二次元コードからアクセスできます。)

(トップページ 下部> 子育て・教育 > 学校 > 保護者負担(学校徴収金、小学校給食費)のお支払 > 口座振替の申込手続き(新規の方、変更の方))を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。

- ② 書面での申込み方法

学校から配付する所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印

鑑を持って取扱金融機関の窓口で手続きを行ってください。(口座振替依頼書は金融機関の窓口にはありません。)

➤ 口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 兄弟姉妹で同じ口座を利用することはできませんが、生徒一人ずつ申し込み手続きが必要です。

❖ その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、「口座振替の申込手続き」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行う か、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 教材費は学年末に清算し、残金は次年度に繰り越します。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

就 学 援 助 費 制 度 に つ い て

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校に必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは QR コードから、市就学援助 HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 | **令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 5 月 25 日 (月)**

※ 一斉受付期間中の申請分は 4 月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請を受付けますが、受付けた月からの月割支給（減額措置）となりますので御注意ください。

受付期間は令和 9 年 2 月末日までです。やむを得ない場合のみ、窓口にて令和 9 年 3 月 24 日（水）（期限厳守）まで受け付けします。（電子申請不可）

① 電子申請 | 吹田市ホームページから 24 時間申請が可能です！

② 窓口申請 | 平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

場所：吹田市教育委員会 学務課（吹田市朝日町 3 番 402 号 吹田さんくす 3 番館 4 階）



▲就学援助 HP

医 療 券 (医 療 費 援 助) 交 付 に つ い て

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受け付けします。

詳しくは就学援助 HP を御覧ください。

トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は対象外）、白せん、かいせん（水虫）、膿かしん（とびひ）、アデノイド、中耳炎（急性・慢性・滲出性を問わず）、慢性副鼻腔炎（急性・アレルギー性鼻炎は対象外）、う歯（虫歯。健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外）、寄生虫病（虫卵保有を含む）

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和 8 年 4 月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の 3 月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

新中学校 1 年生

小学校 6 年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先：吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196（直通）

資 料

令和 7 年 4 月 8 日
(2025 年)

令和 7 年度 台風・地震等における安全対策について

千里みらい夢学園
吹田市立竹見台中学校

台風

1. 午前 7 時現在、吹田市または吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合は、始業時刻を遅らせますので、家庭で待機させてください。
2. 午前 9 時までに、発令されていた上記の警報が解除された場合は、安全に気をつけて登校させてください。(但し、給食は中止(返金)となります。)
3. 午前 9 時現在で、暴風警報または大雨特別警報が解除されていない場合は、臨時休校といたします。

【注意】

- ・上記の措置は、暴風警報または大雨特別警報の発令時のみです。
- ・大雨警報または大雨洪水警報等が発令された場合は、原則として、臨時休校といたしません。安全に気をつけて登校させてください。
- ・ただし、生徒の安全確保の観点から、非常措置をとらなければならないときは、別途連絡いたします。
- ・登校後、暴風警報または大雨特別警報が発令され、給食を食べずに下校となった場合については、キャンセルとなり、返金(残金を増やす方法で処理)されます。

地震(余震)

◆震度 5 弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合の対応について

- ・登校前に発生した場合は、臨時休校とします。

◆震度 5 弱未満の地震(余震)の場合の対応について

- ・原則として、臨時休校しませんが、校区の被害状況を的確に把握し、生徒の安全確保のうえから、臨時休校等、非常の措置をとらなければならない場合は、市教委に報告のうえ適切な措置をとります。

	登校前	登校中	学 校 に い る 時			下 校 中
			授 業 中	休 み 時 間	放 課 後	
生徒	○登校しないで家にいる。 ○学校に連絡する。 ○家人の指示に従う。 ●震度 5 弱以上の大規模地震が発生した場合、学校は臨時休業とする。	○大きな塀や、屋根下から離れてなるべく安全な広い場所へ避難する。 ○揺れがおさまったら、安全な通学路を選んで、原則として登校する。	○机の下に避難し、机の足をつかむ。 ○頭を保護して、教師の指示にしたがう。	○校舎からできるだけ離れる。（運動場の場合） ○中央に身をかがめるか、近くの教室に避難する。（廊下の場合） ○ドアを開ける。（トイレ） ○教室は授業中に同じ。 ○揺れがおさまったら教師の指示に従う。	○休み時間の場合と同じ。 ○揺れがおさまったら教師の指示に従う。	○石垣やブロック塀から離れ安全な場所に避難する。 ○揺れがおさまったら、原則として帰宅する。 ○傷害を受けた場合近くの民家に助けを求め、家または学校に連絡をする。 ○安全を確認した後帰宅して、家庭で安全確保に努める。
家庭	○生徒の登校を見合わせ、保護者の管理下に置く。 ○学校に連絡する。	○原則として学校へ子供を引取りに行く。その後保護者の管理下に置く。 ○子供を引取りに行けない状況のときには、親戚の方、またはお知り合いの方に依頼し、その旨を学校に連絡する。 ○どうしても子供を引き取りにいけない状況のときには、その旨を学校に連絡して保護を依頼する。				

◆震度 5 弱未満の地震（余震）の場合の対応について

・原則として、臨時休校しませんが、校区の被害状況を的確に把握したうえで、生徒の安全確保のため、臨時休校等、非常の措置をとらなければならない場合は、市教委に報告のうえ適切な措置をとります。

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 児童・生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に児童・生徒の行動の様子を把握する。
- (2) 欠席や欠課、保健室への来室、部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」の機能性を高める。

組織は、管理職・首席・生徒指導主事・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕、教育相談担当者、その他の関係者により構成する

- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙)
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 定期的に小中合同の生徒指導会議をもって、小学校時からの様子や今日に至るまでのまわりとの人間関係を把握する。
- (7) 年間計画を策定・改訂する際は必要に応じて、学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、児童・生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童・生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 学園の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動やあいさつ運動を通じて、児童・生徒のコミュニケーション力を向上する。
- (4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。
- (7) いじめについての正しい知識を獲得し、好ましい行動ができる集団を育成するために、いじめ予防授業を実施する。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめや一方的な喧嘩・悪ふざけ・からかいなどにも注意深く対応する。
 - (1) 日常の児童・生徒相互の人間関係を把握し、週一回の定例の生徒指導の会議や学年会議を通してささいな兆候も教職員間で共有する。
 - (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。また、その結果を受けて個別面談や家庭訪問を実施する。
 - (3) GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用し、いじめに困っている子どもたちの声を聴くツールを運用する。
 - (4) 教育相談日(毎週木曜日)とし、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童・生徒を守り、加害児童・生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童・生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず、すみやかに保護者へ事実関係を伝える。
 - (3) 被害児童・生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童・生徒を別室指導や出席停止とする。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめを見ていた児童・生徒に対しても自分の問題として捉えられることができるようにするため、周りにいた生徒からの聞き取りを十分に行い、公平公正な判断ができるように指導する。
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童・生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。
 - (8) 事態の軽重に関わらず、「いじめ対策委員会」を中心とした報告・連絡・相談の動きを徹底する。
 - (9) 加害児童・生徒から被害児童・生徒への謝罪のみで解決したものと判断せず、いじめに関わる行為が最低3ヶ月以上は事後の見守りをしっかり行い、双方を始めとする他の児童・生徒との関係の修復かつ全体の集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

2 重大事態が発生した場合は、担任を含むいじめ対策委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童・生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) 調査チームは、被害・加害児童・生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童・生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童・生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、定期的に検討を行い、児童・生徒の実態に応じて計画を見直す



※本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

＊片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

＊吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

製 作

吹田市立竹見台中学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和8年(2026年)1月16日
吹田市立竹見台中学校